

最終改正 平成19年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学生の大学生活上の苦情相談に適切に対応し、清泉女子大学(以下「本学」という。)において学生が個人として尊重され、快適な環境のもとで勉学できるように保障することを目的とする。

(苦情相談の対象)

第2条 この規程は、学生が本学教職員又は他の学生から受けた不合理かつ不適切な言動等(以下「不合理かつ不適切な言動」という。)に関する事項を対象とする。ただし、ハラスメントについては、ハラスメント防止等に関する規程による。

(学長の責務)

第3条 学長は、不合理かつ不適切な言動による被害の防止及び排除に努め、不合理かつ不適切な言動による被害が発生した場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(教職員及び学生の心得)

第4条 教職員及び学生は、相互に個人の人格を尊重するよう努め、不合理かつ不適切な言動を行ってはならない。

教職員及び学生は、本学が個人の人格を尊重し、不合理かつ不適切な言動を禁止していることを理解し、その防止及び排除に努めなければならない。

(常設の苦情相談窓口)

第5条 本学は、不合理かつ不適切な言動の予防及び学生の苦情相談に対応するため、苦情相談窓口(以下「相談窓口」という。)を設ける。

(相談窓口の役割)

第6条 相談窓口の役割は、次に掲げるものとする。

- 1 不合理かつ不適切な言動の防止に関する情報収集、研修、啓発活動の促進
- 2 不合理かつ不適切な言動に関する苦情相談に対する対応
- 3 不合理かつ不適切な言動の調査及び解決案の作成
- 4 不合理かつ不適切な言動の調査結果の学長に対する報告
- 5 相談窓口の運営に関する事項
- 6 その他不合理かつ不適切な言動に関する重要事項

(相談窓口の構成)

第7条 相談窓口は、苦情相談を受け付けるため相談員を置く。

相談員は、ハラスメント相談員が兼務する。

(相談窓口主任)

第8条 相談窓口には相談窓口主任(以下「主任」という。)を置く。主任は学生部長が兼務する。

- 1 主任は、相談窓口を代表する。
- 2 相談窓口には副主任を置く。副主任はハラスメント防止委員会副委員長が兼務し、主任に事故がある場合にその職務を行う。
- 3 主任は、必要ある場合、運営会議の承認を得て、相談員以外の者に運営会議への出席等の協力を求めることができる。

(運営会議)

第9条 相談員による運営会議を原則として年1回開催する。ただし、主任が必要と認めた場合には、随時、運営会議を開催できる。

運営会議は、相談員総数の3分の2以上の出席によって成立し、議決を要する事項については出席相談員の過半数の同意を必要とする。なお、可否同数のときは、主任の決するところによる。

(苦情相談)

第10条 不合理かつ不適切な言動に関する苦情相談の申出は、口頭、書面その他適宜の方法で行うことができる。

苦情相談の申出は、氏名を明らかにすることを原則とする。ただし、相談者が匿名による苦情相談を希望する場合にはこの限りではない。

相談員は事案の性質に応じ、苦情相談を申し出た当事者に対し、斡旋、仲裁等の問題解決のために採り得る方法をアドバイスすることができる。

(苦情相談に対する対応)

第11条 相談員は、相談等の申出を受けた場合は、相談の要旨及び相談員の助言等対応の要旨を記録し、主任に報告する。

主任は、事実の調査、解決案の作成提示等を行うため、運営会議の議を経て、事案ごとに、担当相談員を指名し、必要ある場合は、相談員若干名からなる調査班を構成することができる。

相談員が、事案の当事者又は苦情相談を受け付けた相談員である場合には、その相談員は、当該事案に関する調査及び解決案の作成には関与しないものとする。

調査班には、相談員以外の教職員又は本学関係者以外の外部の者を加えることができる。

調査班の構成には男女比は必ず考慮するものとする。

調査班に班長を置く。班長は主任が指名する。

(意見書の提出及び通知)

第12条 主任は、運営会議の議を経て、担当相談員又は調査班の調査の経過及び意見を随時、学長に報告する。

主任は、調査の最終報告及び最終解決案を作成したときは学長に報告する。

(措置)

第13条 学長は、運営会議の最終報告を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

最終報告において加害者とされた者は、事実が確認された後、学則又は就業規則により処分を受けることがある。

(守秘義務)

第14条 相談員として相談を受け、運営会議又は調査班の調査に関与した者は、秘密を漏洩してはならない。

前項に掲げた者は、任期中及び退任後、苦情相談案件について知った事項を漏洩してはならない。

苦情相談に関わる記録は、運営会議の責任のもとでハラスメント防止委員会委員長が厳重に管理保管する。

(不利益取り扱いの禁止)

第15条 苦情相談を申し出た者に対し、そのことのゆえに不利益な取扱いをしてはならない。

苦情相談に関する案件について調査に協力するなど正当な対応をした者に対しても、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(事務担当者)

第16条 相談窓口の事務は、主任が指名した相談員が担当する。

(ハラスメント防止等に関する規程の準用)

第17条 ハラスメント防止等に関する規程は、ここに定めたほかは、性質の反しないかぎり、不合理かつ不適切な言動に関する苦情相談に準用する。

(規程の見直し)

第18条 この規程を制定又は改正した場合は、施行2年後に見直すものとする。

附 則 1

この規程は、平成16年4月1日より施行する。ただし、施行2年後に見直すものとする。

附 則 2

この規程の改正は、平成17年4月1日より施行する。ただし、施行2年後に見直すものとする。

附 則 3

この規程の改正は、平成19年4月1日より施行する。